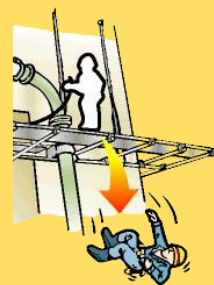


あなたの現場は大丈夫ですか？



# 建設業の労働災害が増加しています！



令和6年 茨木労働基準監督署管内の **建設業における休業4日以上**の労働災害は、**23件（令和6年5月末）**と **前年を上回るペース**で発生しています。

墜落災害をはじめ、重篤な労働災害を防止するため、裏面の『**3つのポイント**』を参考に、より一層の安全衛生管理をお願いします。

	発生状況	原因
令和6年1月	足場の解体作業中、親綱復旧のため足場を移動していたところ、手すりのない箇所から約1.1m墜落し、骨折	墜落危険箇所に手すりが未設置
令和6年2月	脚立を完全に開かないまま作業を行っていたため、身を乗り出した際、脚立とともに転倒、墜落し、骨折	不安全な作業方法 脚立の点検不足
令和6年2月	足場の解体作業中、足場の支柱をつたって降りようとして、約4m墜落し、骨折	不安全な作業方法
令和6年3月	処理槽内のチップ交換作業中、付近の木を伐採しようとしたところ、バランスを崩して約3m墜落し、骨折	墜落制止用器具未使用

## “リスクアセスメント”で現場の危険を把握しましょう



災害の多くは、作業者が事前に打合せ、作業の危険性を洗い出し対策することで、発生を未然に防止できたものです。

**墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメント**を行い、その結果に基づく対策を実施してください。

参考サイト



建設業における  
リスクアセスメントのすすめ方



厚生労働省・大阪労働局・茨木労働基準監督署  
<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/home.html>



# 災害のキッカケはさまざまな場所に潜んでいます。

## 以下の 3つのポイントを確認し、現場で安全対策を行ってください。

### ポイント 1

#### 墜落制止用器具 で安全作業



墜落・転落災害は、建設現場の様々な状況下で発生しやすいことに加え、発生した場合は重篤化する傾向にあります。

令和5年の大阪府内の建設業における死亡災害の約60%が墜落・転落災害でした。

手すり等の設置が困難な箇所や、作業の都合で手すり等を取り外す場合は、必ず墜落制止用器具を使用し、命を守る行動を行ってください。

#### 参考サイト



大阪発・  
新4S運動  
命綱GO活動  
実施中



足場等の  
種類別点検  
チェックリスト

### ポイント 2

#### はしごと脚立 にご用心



はしごや脚立は、足元が不安定になりやすく、大変危険です。

墜落した場合2m未満の高さからでも死亡に至る場合があります。

作業床を広く確保できる機材を使用できないか検討し、やむをえずはしごや脚立を使用する場合は、必ず保護帽を着用し、チェックリストを活用し、安全に使用できるか作業前に点検を行ってください。

#### 参考サイト



はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！  
(リーフレット)



はしご・脚立  
チェックリスト

### ポイント 3

#### 危険の見積もり 予定外作業の相談 を綿密に



足場の組立て・解体作業中に墜落する重篤な災害が発生しています。

足場の組立て・解体作業を行う際は、労働者を交えて墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントを実施し、対策を行ってください。

また、予定外の作業を行う場合は、「これぐらいなら」とひとりで判断せず、一旦作業を停止し、元方事業者を交えて安全な作業方法を検討してください。

#### 参考サイト



足場からの墜落防止のための措置を強化します  
(リーフレット)